

広域計画一部変更の骨子（素案）

埼玉県後期高齢者医療広域連合

1 変更の経緯

令和元年5月22日に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が公布され、令和2年4月1日に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」（以下「一体的実施」という。）に関する規定を定めた高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）が施行されることとなりました。

改正後の法第125条第4項では、「後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、地方自治法第291条の7に規定する広域計画（中略）に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならない。」とされています。さらに、同法第125条の2第1項では、「後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、（以下略）」とされています。

本広域連合における従前の広域計画（平成29年度～令和3年度）では、保健事業の推進に関することや広域連合と市町村の事務分担について定めていますが、一体的実施の施行に向け、新たに市町村への委託に関する事項を加えることとしました。

2 変更する事項

（1）基本施策

計画の「4 基本施策」における「（2）保健事業の推進」について、次のとおり変更します。

4 基本施策（抜粋）

※下線部が追加部分

（2）高齢者保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進を支援し、被保険者ができる限り長く健康で自立した生活を送ることができるよう、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、効果的・効率的に 高齢者 保健事業を推進します。

また、高齢者保健事業の実施に当たっては、被保険者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業（介護予防）との一体的な実施を推進します。

(2) 広域連合と市町村の事務分担

計画の「5 広域連合と市町村の事務分担」について、次のとおり変更します。

5 広域連合と市町村の事務分担 ※下線部が追加又は変更部分
広域連合及び市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事務のうち、規約第4条に基づき、主に次の事務を分担して行います。
制度運営に必要な事務については、広域連合と市町村が協議等を行い、適切に事務を分担して行います。また、「保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進するため、広域連合が行う高齢者保健事業については、その一部を市町村に委託できることとします。

・ 広域連合と市町村の主な事務分担（抜粋）

<変更前>

	広域連合	市町村
保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 健康診査事業の推進・ 長寿・健康増進事業の推進・ 健康相談等訪問事業の実施・ 保健事業実施計画の策定、実施	<ul style="list-style-type: none">・ 健康診査事業の実施・ 長寿・健康増進事業の実施

↓

<変更後>

	広域連合	市町村
<u>高齢者保健事業の実施</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>保健事業実施計画の策定</u>・ <u>保健事業実施計画に基づく取組の実施</u>・ <u>市町村独自の取組への補助</u>・ <u>介護予防との一体的実施の推進（市町村への委託）</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>健康診査の実施</u>・ <u>市町村独自の取組の実施</u>・ <u>介護予防との一体的実施に係る取組の実施</u>

(3) その他

改正法において、従前の「保健事業」が「高齢者保健事業」に改称されたことに合わせ、所要の文言修正を行います。